

平成23年3月14日

記者各位

## 東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さまへの対応について

京葉銀行（頭取 小島 信夫）は、平成23年3月11日に金融庁および日本銀行からの「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請を受け、今回の地震で被災された方を対象に、状況に応じ下記の金融上の対応を行ってまいりますのでお知らせいたします。

### 記

1. 預金証書、通帳、お届けのご印鑑（キャッシュカード）を紛失された場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいたうえで、店頭でお支払いさせていただきます。
2. お客様のご事情によっては、定期預金、積立定期預金等の期限前払い戻しに対応させていただきます。またこれを担保とするご融資にも対応させていただきます。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができるよう対応させていただきます。
4. 今回の災害を原因とした手形の決済資金の不足等については、窓口にご相談下さい。
5. 汚れた紙幣については、交換させていただきます。
6. 国債を紛失した場合の相談に応じます。
7. お客様の災害の状況に応じたご融資等の支援体制を整えさせていただきます。
8. 休日営業または平常時間外の営業については今後検討してまいります。

以 上